

令和6年9月富山県議会定例会議案

令和6年9月富山県議会定例会議案目次

議案第108号	令和6年度富山県一般会計補正予算(第4号) ……	1
議案第109号	令和6年度富山県林業振興・有峰森林特別会計補正予算 (第1号) ……	11
議案第110号	令和6年度富山県国民健康保険特別会計補正予算(第1号) ……	13
議案第111号	令和6年度富山県港湾施設特別会計補正予算(第2号) ……	15
議案第112号	令和6年度富山県病院事業会計補正予算(第1号) ……	18
議案第113号	令和6年度富山県電気事業会計補正予算(第1号) ……	21
議案第114号	富山県農政審議会条例一部改正の件 ……	23
議案第115号	富山県知事等退職手当支給条例一部改正の件 ……	24
議案第116号	富山県子育て支援対策臨時特例基金条例一部改正の件 ……	25
議案第117号	富山県手数料条例一部改正の件 ……	26
議案第118号	富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件 ……	27
議案第119号	工事請負契約締結に関する件(県営水利施設整備事業横江地区 水管理制御設備更新工事) ……	28
議案第120号	工事請負契約締結に関する件(県営農村地域防災減災事業打尾 谷ため池地区打尾谷ため池堤体改修工事) ……	29
議案第121号	令和5年度富山県歳入歳出決算認定の件 ……	30
議案第122号	令和5年度富山県電気事業会計決算認定の件 ……	31
議案第123号	令和5年度富山県水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 ……	32
議案第124号	令和5年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定 の件 ……	33
議案第125号	令和5年度富山県地域開発事業会計決算認定の件 ……	34
議案第126号	令和5年度富山県病院事業会計決算認定の件 ……	35
議案第127号	令和5年度富山県流域下水道事業会計利益の処分及び決算認定 の件 ……	36
報告第13号	地方自治法第179条による専決処分の件 ……	37
	損害賠償に係る和解に関する件 ……	38
報告第14号	地方自治法第180条による専決処分の件 ……	40
	損害賠償に係る和解に関する件 ……	41
報告第15号	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果報告の件 ……	42

報告第 16 号	令和 5 年度富山県継続費精算報告書	50
報告第 17 号	健全化判断比率報告の件	51
報告第 18 号	資金不足比率報告の件	52

令和 6 年度富山県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度富山県の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,861,653千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 630,864,841 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地方交付税		144,200,000	1,260,689	145,460,689
	1 地方交付税	144,200,000	1,260,689	145,460,689
7 分担金及び負担金		2,968,009	77,718	3,045,727
	2 負 担 金	2,441,462	77,718	2,519,180
9 国庫支出金		60,086,068	3,160,693	63,246,761
	1 国庫負担金	21,702,900	308,100	22,011,000
	2 国庫補助金	37,339,122	2,851,491	40,190,613
	3 委 託 金	1,044,046	1,102	1,045,148
10 財産収入		858,241	△ 1,100	857,141
	2 財産売却収入	280,547	△ 1,100	279,447
11 寄 附 金		219,601	28,244	247,845
	1 寄 附 金	219,601	28,244	247,845
12 繰 入 金		26,089,935	82,197	26,172,132
	2 基金繰入金	19,007,448	82,197	19,089,645
13 繰 越 金		1	699,126	699,127
	1 繰 越 金	1	699,126	699,127

14 諸 収 入		105,676,684	204,726	105,881,410
	5 受託事業収入	162,424	6,136	168,560
	6 収益事業収入	2,700,036	172,658	2,872,694
	7 雑 入	4,816,027	25,932	4,841,959
15 県 債		46,162,500	5,349,360	51,511,860
	1 県 債	46,162,500	5,349,360	51,511,860
補正されなかった款項に係る額		233,742,149		233,742,149
歳 入 合 計		620,003,188	10,861,653	630,864,841
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		26,077,504	686,861	26,764,365
	1 総務管理費	10,543,059	483,262	11,026,321
	2 企画費	5,753,093	9,339	5,762,432
	3 自然保護費	1,316,510	16,847	1,333,357
	4 徴税費	4,948,146	424	4,948,570
	5 市町村振興費	679,701	106,595	786,296
	7 防災費	1,591,327	61,330	1,652,657
	8 統計調査費	394,445	9,064	403,509
3 民 生 費		53,745,141	443,389	54,188,530

	1 社会福祉費	36,924,114	375,268	37,299,382
	2 児童福祉費	16,442,027	46,426	16,488,453
	3 生活保護費	371,594	21,695	393,289
4 衛生費		35,980,098	355,150	36,335,248
	1 公衆衛生費	23,931,162	326,581	24,257,743
	2 環境衛生費	1,611,709	24	1,611,733
	3 保健所費	1,685,150	23	1,685,173
	4 医務費	5,166,467	19,442	5,185,909
	5 薬務費	1,286,115	3,180	1,289,295
	6 公害防止費	2,299,495	5,900	2,305,395
6 農林水産業費		34,158,560	753,452	34,912,012
	1 農業費	7,400,807	250,241	7,651,048
	2 畜産業費	744,307△	3,000	741,307
	3 農地費	15,804,545	77,000	15,881,545
	4 林業費	7,434,200	180,930	7,615,130
	5 水産業費	2,774,701	248,281	3,022,982
7 商工費		101,142,573	33,800	101,176,373
	1 商業費	94,828,410	10,500	94,838,910
	2 工鉦業費	4,669,537	15,000	4,684,537

	3 観 光 費	1,644,626	8,300	1,652,926
8 土 木 費		64,432,054	4,504,377	68,936,431
	2 道路橋りょう費	29,093,991	2,331,973	31,425,964
	3 河川海岸費	17,069,904	1,322,030	18,391,934
	4 港 湾 費	5,208,718	693,374	5,902,092
	5 都市計画費	7,246,771	157,000	7,403,771
9 警 察 費		26,450,878	88,341	26,539,219
	1 警察管理費	25,701,933	88,341	25,790,274
10 教 育 費		109,170,231	533,136	109,703,367
	1 教育総務費	11,242,465	33,747	11,276,212
	4 高等学校費	27,941,400	129,531	28,070,931
	5 特別支援学校費	10,267,018	59,569	10,326,587
	7 社会教育費	3,389,905	67,179	3,457,084
	8 保健体育費	2,233,264	243,110	2,476,374
11 災 害 復 旧 費		6,771,797	3,463,147	10,234,944
	1 農林水産業施設 災害復旧費	1,478,110	2,369,610	3,847,720
	2 公共土木施設 災害復旧費	5,293,687	1,093,537	6,387,224
補正されなかった款項に係る額		162,074,352		162,074,352
歳 出 合 計		620,003,188	10,861,653	630,864,841

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理費	46,841
8 土木費	1 土木管理費	建設業経営基盤安定支援事業費	10,000
		2 道路橋りょう費	道路橋りょう改築費
		県単独道路改良費	201,000
		道路総合交付金事業費	79,000
		県単独橋りょう維持修繕費	20,000
	3 河川海岸費	県単独河川維持修繕費	143,000
		県単独河川改良費	53,000
		河川総合交付金事業費	66,150
		県単独砂防維持修繕費	15,000
		海岸総合交付金事業費	63,000
		港湾海岸総合交付金事業費	16,000
	4 港湾費	港湾総合交付金事業費	61,000
		港湾予防保全事業費	99,000
	5 都市計画費	都市計画街路総合交付金事業費	81,000
		都市公園総合交付金事業費	48,916

10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校教育振興計画推進費	33,000
	6 大 学 費	公立大学法人振興事業費	181,164
	8 保 健 体 育 費	スポーツ活性化推進事業費	192,700
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	漁港災害復旧費	229,610
		県単独漁港災害復旧費	188,000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	河川災害復旧費	338,800
		海岸災害復旧費	300,000
合 計			2,873,581

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地震被害想定・津波シミュレーション調査事業	令和7年度から 令和8年度まで	86,100
自動車税納税通知書作成等 業務委託	令和7年度	24,843
税オンラインシステム備品 整備事業	令和7年度から 令和12年度まで	168,200
旧近代美術館解体等事業	令和7年度	32,200
富山県武道館整備事業	令和7年度	61,600
富山県総合福祉会館災害復 旧事業	令和7年度	503,000
呉羽ハイツ法面復旧対策工 事費元利償還金補助 相手方 一般財団法人富山勤労総 合福祉センター	令和7年度から 令和23年度まで	元金 165,000 千円及びその 利子の範囲内
小矢部川水系谷内川河川改 修橋梁上部工工事	令和7年度	100,000

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
県有施設整備費	3,567,000	560,000	4,127,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
防災対策推進費	11,000		11,000			
緊急防災・減災費	1,118,000	168,000	1,286,000			
並行在来線費	35,000		35,000			
公事共等補助費	14,748,000	596,000	15,344,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000		10,000			
直轄事業費金	10,046,000	676,000	10,722,000			
公園整備事業費	396,000	38,000	434,000			
公営住宅建設費	72,000		72,000			
地方道整備費	2,938,000	918,000	3,856,000			
自然災害防止費	1,904,000	895,000	2,799,000			
警察施設整備費	239,000	44,000	283,000			
高等学校整備費	2,998,000		2,998,000			
臨時高等学校費	431,000	29,000	460,000			
特別支援学校費	364,000		364,000			
地域活性化費	397,000	38,000	435,000			

施設整備補助費	329,000	△105,000	224,000			
補助直轄災害復旧事業費	2,048,300	1,045,600	3,093,900			
単独災害復旧費	1,011,200	454,600	1,465,800			
行政改革推進費	1,000,000		1,000,000			
退職手当債	1,000,000		1,000,000			
臨時財政対策債	1,500,000	△ 7,840	1,492,160			
計	46,162,500	5,349,360	51,511,860			

議案第 109 号

令和 6 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 6 年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 299,785 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		55,679	2,000	57,679
	1 負 担 金	55,679	2,000	57,679
補正されなかった款項に係る額		242,106		242,106
歳 入 合 計		297,785	2,000	299,785
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 林 水 産 業 費		297,785	2,000	299,785
	1 林 業 費	297,785	2,000	299,785
歳 出 合 計		297,785	2,000	299,785

議案第 110 号

令和 6 年度富山県国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度富山県の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,333 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76,591,973 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 越 金		612,953	67,546	680,499
	1 繰 越 金	612,953	67,546	680,499
9 諸 収 入			12,787	12,787
	1 雑 収 入		12,787	12,787
補正されなかった款項に係る額		75,898,687		75,898,687
歳 入 合 計		76,511,640	80,333	76,591,973
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 前 期 高 齢 者 等 納 付 金		11,531	11,473	23,004
	1 前 期 高 齢 者 等 納 付 金	11,531	11,473	23,004
10 諸 支 出 金		2,754	68,860	71,614
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,754	68,860	71,614
補正されなかった款項に係る額		76,497,355		76,497,355
歳 出 合 計		76,511,640	80,333	76,591,973

議案第 111 号

令和 6 年度富山県港湾施設特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 6 年度富山県の港湾施設特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 110,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,236,353 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		563,037	30,500	593,537
	1 一般会計繰入金	563,037	30,500	593,537
5 県 債		1,025,500	30,500	1,056,000
	1 県 債	1,025,500	30,500	1,056,000
6 国庫支出金			49,000	49,000
	1 国庫補助金		49,000	49,000
補正されなかった款項に係る額		537,816		537,816
歳 入 合 計		2,126,353	110,000	2,236,353
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		2,126,353	110,000	2,236,353
	1 港 湾 費	2,126,353	110,000	2,236,353
歳 出 合 計		2,126,353	110,000	2,236,353

第2表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	167,000		167,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
伏木富山港伏木 地区港湾関連 用地造成事業費	335,000		335,000			
伏木富山港新湊 地区港湾関連 用地造成事業費	104,000		104,000			
地方公営企業 災害復旧事業費	194,500	30,500	225,000			
借換債	225,000		225,000			
計	1,025,500	30,500	1,056,000			

令和 6 年度富山県病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度富山県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「1,729,454 千円」を、「1,740,197 千円」に改め、同条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	2,511,434千円	6,832千円	2,518,266千円
第 1 項 企 業 債	1,878,000千円	3,200千円	1,881,200千円
第 2 項 補 助 金	394,341千円	3,632千円	397,973千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	4,240,888千円	17,575千円	4,258,463千円
第 1 項 建設改良費	2,106,950千円	17,575千円	2,124,525千円

第 3 条 予算第 5 条中

富山県立中央病院診療材料調達・管理等業務委託	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	62,500	を
富山県立中央病院手術支援ロボット保守業務委託	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	90,420	

富山県立中央病院診療材料調達・管理等業務委託	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	62,500	に改める。
富山県立中央病院手術支援ロボット保守業務委託	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	90,420	

業務委託		
富山県立中央病院医 事業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	889,000

第4条 予算第6条中

富山県立中央病院 劣化改修事業費	547,000
富山県立中央病院 中央病棟A 改修事業費	128,000
富山県立中央病院 結核病床改修 事業費	113,000
富山県立中央病院 医療器械 整備事業費	822,000
富山県立中央病院 借換債	150,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 劣化改修事業費	53,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 医療器械 整備事業費	36,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 借換債	29,000
計	1,878,000

を

富山県立中央病院 劣化改修事業費	547,000
富山県立中央病院	

中央病棟 A 改修事業費	128,000
富山県立中央病院 結核病床改修 事業費	113,000
富山県立中央病院 医療器械 整備事業費	822,000
富山県立中央病院 借換債	150,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 劣化改修事業費	53,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 病院情報システム 整備事業費	3,200
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 医療器械 整備事業費	36,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 借換債	29,000
計	1,881,200

に改める。

令和6年9月6日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 6 年度富山県電気事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度富山県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度富山県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 主要な建設改良事業

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
固定資産改良事業費	433,623千円	6,219千円	439,842千円
発電所老朽化対策事業費	2,738,154千円	25,000千円	2,763,154千円

第 3 条 予算第 3 条本文中「特別損失中その他特別損失 1,916,264 千円」を「特別損失中その他特別損失 2,204,264 千円」に、「企業債 1,884,000 千円」を「企業債 2,172,000 千円」に改め、同条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 事業収益	5,136,990千円	12,201千円	5,149,191千円
第 3 項 営業外収益	399,914千円	12,201千円	412,115千円
	支 出		
第 1 款 事業費	7,024,577千円	358,378千円	7,382,955千円
第 1 項 営業費用	4,943,148千円	62,936千円	5,006,084千円
第 3 項 営業外費用	123,015千円	7,442千円	130,457千円
第 4 項 特別損失	1,916,284千円	288,000千円	2,204,284千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 753,467 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 759,686 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 753,467 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 759,686 千円」に改め、同条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		

第1款 資本的収入	2,697,020千円	25,000千円	2,722,020千円
第1項 企業債	2,697,000千円	25,000千円	2,722,000千円
		支 出	
第1款 資本的支出	3,450,487千円	31,219千円	3,481,706千円
第1項 建設改良費	3,171,777千円	31,219千円	3,202,996千円

第5条 予算第6条中

発電所老朽化対策 事業費 (建設改良費分)	2,697,000	を
発電所老朽化対策 事業費 (特別損失分)	1,884,000	
計	4,581,000	

発電所老朽化対策 事業費 (建設改良費分)	2,722,000	に改める。
発電所老朽化対策 事業費 (特別損失分)	2,172,000	
計	4,894,000	

令和6年9月6日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 114 号

富山県農政審議会条例一部改正の件

富山県農政審議会条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県農政審議会条例の一部を改正する条例

富山県農政審議会条例（昭和37年富山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 115 号

富山県知事等退職手当支給条例一部改正の件

富山県知事等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県知事等退職手当支給条例（平成17年富山県条例第99号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「行う」の次に「ことができる」を加える。

第 4 条を次のように改める。

（在職期間の計算）

第 4 条 前条に規定する在職期間の計算は、知事等となった日から起算して暦に従って計算した月数による。この場合において、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 116 号

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例一部改正の件

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（基金の処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

附則第 2 項中「令和 7 年 5 月 31 日」を「令和12年 5 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 117 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 128 の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者の免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表の 129 の項中「大麻取締法第10条第 5 項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第 6 条第 3 項」に、「大麻取扱者名簿の」を「大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻取扱者名簿登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」に改め、同表の 130 の項中「大麻取締法第10条第 6 項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第 7 条第 3 項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者の免許証の」に、「大麻取扱者免許再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第84号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前的大麻取締法（昭和23年法律第 124 号）第10条第 5 項の規定に基づく大麻取扱者名簿の登録変更及び同条第 6 項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、この条例による改正後の別表第 1 の 129 の項及び 130 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 118 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中央病院の項中「665 床」を「654 床」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

議案第 119 号

工事請負契約締結に関する件

県営水利施設整備事業横江地区水管理制御設備更新工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年9月6日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 県営水利施設整備事業横江地区水管理制御設備更新工事 |
| 2 工事の場所 | 中新川郡立山町横江外地内 |
| 3 契約金額 | 780,890,000円 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 日本海電業・NES 県営水利施設整備事業横江地区水管理制御設備更新工事共同企業体
代表者
富山市大泉町一丁目6番17号 大泉根塚ビル2階F号室
日本海電業株式会社
共同企業体構成員
富山市呉羽町西16番2
NES株式会社 |
| 6 完成期日 | 令和9年2月26日 |

議案第 120 号

工事請負契約締結に関する件

県営農村地域防災減災事業打尾谷ため池地区打尾谷ため池堤体改修工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年9月6日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 県営農村地域防災減災事業打尾谷ため池地区打尾谷ため池堤体改修工事 |
| 2 | 工事の場所 | 南砺市林道外地内 |
| 3 | 契約金額 | 1,677,500,000円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 中越興業・安達建設県営農村地域防災減災事業打尾谷ため池地区打尾谷ため池堤体改修工事共同企業体
代表者
南砺市野口 800 番地
中越興業株式会社
共同企業体構成員
南砺市野田 425 番地の 7
安達建設株式会社 |
| 6 | 完成期日 | 令和10年3月15日 |

議案第 121 号

令和 5 年度富山県歳入歳出決算認定の件

令和 5 年度富山県歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 122 号

令和 5 年度富山県電気事業会計決算認定の件

令和 5 年度富山県電気事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 123 号

令和 5 年度富山県水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 5 年度富山県水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 5 年度富山県水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 124 号

令和 5 年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 5 年度富山県工業用水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 5 年度富山県工業用水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 125 号

令和 5 年度富山県地域開発事業会計決算認定の件

令和 5 年度富山県地域開発事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 126 号

令和 5 年度富山県病院事業会計決算認定の件

令和 5 年度富山県病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 127 号

令和 5 年度富山県流域下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 5 年度富山県流域下水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 5 年度富山県流域下水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 13 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
42	令和 5 年 9 月 24 日に高岡市あわら町地内で発生した警察活動中の携帯電話機のクリアケースの損傷	高岡市在住 1 名	県が支払う額 3,520円	令和 6 年 7 月 5 日
46	令和 6 年 4 月 16 日に富山市太郎丸本町地内で発生した警察車両の扉の接触による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 238,755円	令和 6 年 7 月 5 日
47	令和 6 年 6 月 5 日に高岡市伏木地内で発生した警察活動中の車両の損傷	高岡市在住 1 名	県が支払う額 37,158円	令和 6 年 7 月 5 日
49	令和 2 年 3 月 20 日に県道小矢部伏木港線小矢部市桜町地内で発生した道路安全施設の不備による歩行者の負傷	小矢部市在住 1 名	県が支払う額 23,388円	令和 6 年 7 月 11 日
50	令和 6 年 3 月 30 日に県道高岡環状線高岡市能町地内で発生した道路側溝蓋の接触による車両の損傷	高岡市 田組株式会社 高岡市在住 1 名	県が支払う額 69,439円	令和 6 年 7 月 11 日
51	令和 6 年 4 月 1 日に県道金沢井波線南砺市法林寺地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	射水市在住 1 名	県が支払う額 31,680円	令和 6 年 7 月 11 日
52	令和 6 年 4 月 10 日に一般国道 471 号南砺市利賀村高沼地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	砺波市在住 1 名	県が支払う額 5,170円	令和 6 年 7 月 11 日
53	令和 5 年 12 月 12 日に伏木富山港新湊地区で発生した港湾施設の損傷	大韓民国 BLUE OCEAN STAR INC.	県が受け取る額 93,995,000円	令和 6 年 7 月 19 日
54	令和 6 年 5 月 25 日に新湊漁港東西連絡道射水市海王町地内で発生した道路舗装の剥離片の接触による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 33,000円	令和 6 年 7 月 23 日
55	令和 6 年 7 月 5 日に富山市婦中町千里地内で発生した草刈作業による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 44,099円	令和 6 年 7 月 23 日

損害賠償に係る和解に関する件

58	令和5年10月24日に県道宇奈月大沢野線中新川郡上市町大岩地内で発生した道路の陥没による車両の損傷	砺波市 米原商事株式会社 富山市在住1名	県が支払う額 1,954,539円	令和6年 7月30日
----	---	----------------------------	----------------------	---------------

報告第 14 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
41	令和 5 年 5 月 18 日に富山市吉岡地内で発生した県有自動車の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 3,551,518円	令和 6 年 6 月 28 日
43	令和 5 年 12 月 29 日に富山市高畠町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市 公益財団法人富山 県防犯協会	県が支払う額 4,400円	令和 6 年 7 月 5 日
44	令和 6 年 3 月 4 日に滑川市坪川地内で発生した警察車両の交通事故	滑川市在住 1 名	県が受け取る額 86,702円	令和 6 年 7 月 5 日
45	令和 6 年 3 月 21 日に富山市婦中町下轡田地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 69,136円	令和 6 年 7 月 5 日
48	令和 6 年 6 月 9 日に富山市下熊野地内で発生した警察車両の交通事故	長野県諏訪市在住 1 名	県が支払う額 462,679円	令和 6 年 7 月 10 日
56	令和 6 年 1 月 4 日に滑川市上島地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が支払う額 1,814,974円	令和 6 年 7 月 25 日
57	令和 6 年 3 月 8 日に射水市今井地内で発生した警察車両の交通事故	射水市在住 1 名	県が受け取る額 154,070円	令和 6 年 7 月 26 日
59	令和 6 年 3 月 19 日に富山市石坂地内で発生した県有自動車の交通事故	富山市 山口株式会社 東京都中央区 クボタ環境エンジニアリング株式会社 富山市在住 2 名	県が支払う額 1,032,812円	令和 6 年 7 月 31 日
60	令和 6 年 7 月 8 日に高岡市伏木矢田地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が支払う額 242,237円	令和 6 年 8 月 2 日
61	令和 6 年 1 月 4 日に滑川市上島地内で発生した警察車両の交通事故	滑川市 三友商事有限会社 富山市在住 1 名	県が支払う額 6,787,505円	令和 6 年 8 月 8 日

報告第 15 号

地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果報告の件

公立大学法人富山県立大学の令和 5 年度の業務実績に関する評価結果について、富山県公立大学法人評価委員会より報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 78 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

公立大学法人富山県立大学の令和 5 年度の業務実績に関する評価結果

I 全体評価

（全体としての評価結果）

中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいると認められる。

富山県立大学は、平成 2 年 4 月に日本海側初めての工学系公立大学として開学して以来、教育、研究、地域連携等を積極的に推進し、多くの有為な学生を社会に輩出するなど、地域及び産業の振興に大きな役割を果たしてきている。

一方で、少子化を背景とした大学間競争の激化、ビッグデータの活用、AI・IoT 等のデジタル化の進展、グローバル社会への対応など、これまで以上に、教育、研究、地域貢献活動を充実・強化し、地方創生の一翼を担い、県民や地域の期待に応える魅力ある大学づくりを推進していくことが求められている。

こうしたなか、富山県はもとより、日本と世界の学術文化の向上と地域及び産業の振興、社会の発展に寄与することを目的とし、平成 27 年 4 月に公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に移行した。

第 1 期中期目標期間（平成 27 年度～令和 2 年度）においては、「学生を大きく伸ばす教育力の高い大学」「未来を志向した高度な研究を推進する大学」「広く開かれ地域社会に貢献する大学」の 3 つの基本目標の実現に向け取組みを進めた。特に教育面においては、医薬品工学科や知能ロボット工学科の設置をはじめ各学科の拡充、看護学部の新設、最新の実験設備を導入した中央棟の整備などに取り組み、中期目標全体の達成状況は良好という結果であった。

令和 3 年度からは第 2 期中期目標期間（令和 3 年度～令和 8 年度）がスタート

したところであるが、初年度から引き続き、令和5年度においても中期目標及びそれに伴う中期計画で定めた数値目標を見据えながら、活気と魅力あふれる大学づくりに取り組んだ、その業務実績は、全体として高く評価できる。

特に評価する事項として、教育課程、諸規程及び運営体制の整備、仮設校舎の建設など、情報工学部の開設に向けた準備を着実に進め、令和6年4月の開設に至った。

また、令和4年度に供用開始したDX教育研究センターを拠点に、デジタル化の進展に対応した産学官金の連携教育研究を推進した。

さらに、大学院看護学研究科博士課程開設に向け博士課程開設準備委員会を開催し、教育内容を決定するなど、着実に準備を進め、令和6年3月に文部科学省に設置申請書を提出するに至った。

今後の課題としては、地域社会はもとより国際社会で活躍できる有為な人材を育成するため、大学の更なる国際化に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底や財務状況の安定化、災害への対応など大学の業務運営体制をさらに強化していくことが望まれる。

射水キャンパスにおいては、令和6年4月に開設した情報工学部の教育・研究環境の更なる充実に取り組むとともに、より専門的かつ高度な課題等に対応する研究に取り組むための情報工学系大学院の開設に向けた準備を進め、デジタル化の進展や県内産業を支える人材の供給と若者の定着に一層貢献することが求められる。

富山キャンパスにおいては、令和7年4月の大学院看護学研究科博士課程開設に向けた準備を進め、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材の育成に取り組むことが求められる。

今回の法人の自己評価による業務の見直しと併せて、この委員会の評価結果を法人の業務運営の効率化等のために積極的に活用し、教育研究の一層の充実や地域社会に貢献する大学づくりを推進することで、中期目標が着実に達成されることを期待する。

II 項目別評価

1 教育に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

教育に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された73項目のうち、7項目が「IV計画を上回って実施している」、66項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてIVまたはⅢの評価であることや、情報工学部開設に伴う取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・情報工学部設置に必要となる文部科学省への届出等の各種手続を行うとともに、教育課程、諸規程及び運営体制の整備、仮設校舎の建設など、令和6年4月の情報工学部の開設に向けた準備を着実に進めた。
- ・情報工学部開設に伴う収容定員増やデジタル・グリーン等の成長分野に係る産学官金連携による教育研究の推進等に対応するため、新校舎の実施設計を行い、建設工事に着手した。
- ・DX教育研究センターにおいて、学生と企業の産学協働プログラムとしてケンダイラボを実施したほか、センターの研究内容等を紹介するオープンハウスを開催し、産学官金連携の拠点としてのセンターの活動を広く周知した。その結果、センターの事業趣旨に賛同するアソシエイト会員制度は、開設から2年間で571名(333社)の登録を得た。
- ・大学院看護学研究科を令和5年4月に開設し、積極的な学生募集活動の結果、13名の学生を受け入れ、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材、老人看護専門看護師の育成に取り組んだ。
- ・大学院看護学研究科博士課程開設に向けて計15回の博士課程開設準備委員会を開催し、教育内容を決定し、着実に準備を進め、令和6年3月、文部科学省に申請書を提出した。

2 研究に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

研究に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された30項目のうち、3項目が「IV計画を上回って実施している」、26項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」、1項目が「Ⅱ計画をやや下回っている」と認められた。情報工学部の開設に関する事業計画が文部科学省支援事業に選定され、5年間で約20億円の助成金が交付されることとなったことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・情報工学部の開設に関する事業計画がデジタル等の成長分野の学部設置等に必要な資金に充てるための文部科学省支援事業に選定され、5年間で約20億円の助成金が交付されることとなった。
- ・産学官金の連携によりDXに関する教育研究やオープンイノベーションを推進するため、DX教育研究センターにコワーキングスペース等を設け、企業ニーズを踏まえた勉強会やワークショップを開催するとともに、学生と企業の産学協働プログラムであるケンダイラボ、センターの研究内容等を紹介するオープンハウスを開催した。また、民間企業の従業員や経営者等を対象に、DXに関するセミナーを開催するなど、産学官金連携の拠点としての活動に取り組んだ。

(4) 今後の課題とする事項

令和6年1月に工学部教員による学生アルバイトの不適切な経理が判明したところであるが、教職員・学生に対する注意喚起や、アルバイト給与のチェック体制の強化など再発防止に取り組むことが望まれる。

3 地域貢献に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

地域貢献に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された40項目のうち、3項目が「IV計画を上回って実施している」、37項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・レディメイド型講座を4コース実施し、企業等から31名の参加があった。また、カスタムメイド型講座は7企業等から申込みがあり、延べ163名の参加があった。その結果、レディメイド型とカスタムメイド型を合わせた社会人向けセミナーの受講者数の合計は194名となり、前年度の175名から10.8ポイント増加した。
- ・看護学部の教員が、地域保健医療機関・団体に対して、研究指導や研修を行った。
- ・企業の従業員等を対象として、DXに関する講座を4講座開講し、27名の参加があったほか、本年度初めてオープンイノベーションを推進する講座を開講し、8社の経営者が参加し、その意義を学んだ。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された17項目のうち、3項目が「IV計画を上回って実施している」、14項目が「III概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてIVまたはIIIの評価であることや、理事長と学長がリーダーシップを発揮し、業務運営の改善及び効率化に不断に取り組んでいることなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・データサイエンス人材育成の検討や情報工学部の設置準備など、機動性の高い大学運営を推進するため、理事長と学長がそれぞれの責任のもとでリーダーシップを発揮し、迅速に意思決定を行った。また、工学部と看護学部の連携や統一的な大学運営に努めた。
- ・情報化推進委員会を設置し、業務全体のデジタル化を推進するとともに、情報セキュリティインシデント対応チームを設置し、セキュリティインシデントに備えるための対応を行った。

5 財務内容の改善に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

財務内容の改善に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された10項目のうち、すべてが「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・大学貢献度評価において、外部資金への申請件数を反映するなど、外部資金の獲得に積極的に取り組む教員にインセンティブを付与することにより、積極的な応募と資金獲得を促した。
- ・省エネルギー推進委員会において、省エネのための全体的な取組み、個別の取組み、啓発等について協議した。また、建物ごとの電気使用量の把握・分析を実施し、結果を教育研究審議会に報告するとともに、使用量の抑制を要請した。その結果、射水キャンパスでは電気使用量の1%削減を達成した。

6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された4項目のうち、2項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、2項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、大学の知名度向上のための情報発信の取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・大学案内パンフレットや保護者向けパンフレット等の広報ツールの作成・配布に加え、電車の中吊り広告ジャックや駅構内デジタルサイネージ広告の掲出などの広報活動を実施した。また、WEB広告としては、学生募集向けのPR動画と大学のブランディングを目的とした動画を制作し、令和6

年1月からYouTube広告として発信した。作成したWEB広告動画の再生数は令和6年3月31日までで18万回を超えており、バンパー広告動画を含めると326万回を超え、大学名の露出が増加し、大学の認知度向上に大きく貢献した。

- ・大学機関別認証評価を受審し、本学が大学評価基準を満たしているとの評価結果を得た。自己評価書の作成及び認証評価機関との事前のやり取りの中で明らかになった改善事項のうち可能なものについて速やかに対応した。

7 その他業務運営に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

その他の業務運営に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された12項目のうち、3項目が「IV計画を上回って実施している」、9項目が「III概ね計画どおりに実施している」と認められた。これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・情報工学部設置に伴う新棟整備及び新棟整備までに使用する仮設校舎の整備においては、学生及び教員の安全確保に最大限努め、実施した。
- ・関係法令に基づき、薬品、化学物質等の適正管理を行った。また、薬品管理システムを導入した。
- ・能登半島地震対応で判明した課題について災害対応マニュアルを見直すとともに、富山県立大学が射水市の指定避難所に指定されていることから、射水市とも対応を協議した。
- ・富山県立大学情報セキュリティ対策基準を改正し、情報資産の機密性分類を見直すとともに、クラウドサービスの利用について整備した。

(4) 今後の課題とする事項

令和6年1月に工学部教員による学生アルバイトの不適切な経理が判明したところであるが、コンプライアンスの徹底など再発防止に取り組むことが望まれる。

〈参考1〉 小項目評価の集計結果

大項目	評価等	評価対象 項目数 (小項目)	Ⅳ 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 概ね計画ど おりに実施 している	Ⅱ 計画をや や下回っ ている	Ⅰ 計画を大 幅に下回 っている
第1	教育に関する目標を達成するための措置	73	7	66		
第2	研究に関する目標を達成するための措置	30	3	26	1	
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	40	3	37		
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	17	3	14		
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	10		10		
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	4	2	2		
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	12	3	9		
合 計		(※)186	21	164	1	0

(※) 再掲の項目を含む。

〈参考2〉 項目別評価の結果

大項目	評価	S 特筆すべ き進捗状 況にある	A 計画どお り進んで いる	B 概ね計画 どおり進 んでいる	C やや遅れ ている	D 重大な改 善事項が ある
第1	教育に関する目標を達成するための措置	○				
第2	研究に関する目標を達成するための措置		○			
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置		○			
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	○				
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置		○			
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	○				
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置		○			

報告第16号 令和5年度富山県継続費精算報告書 (単位 円)															
款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比					
				左の財源内訳(B)			左の財源内訳(D)			年割額と支出済額の差(A)-(C)	左の財源内訳(B)-(D)				
				年割額(A)	特定財源 国支出金	地方債 その他	支出済額(C)	特定財源 国支出金	地方債 その他		一般財源	特定財源 国支出金	地方債 その他	一般財源	
9警察費	1管理費	警察署庁舎 建設費	3	36,884,000	9,641,000	20,000,000	7,243,000	35,433,000	9,641,000	19,000,000	6,792,000	1,451,000	0	1,000,000	451,000
			4	1,143,026,000	183,197,000	719,000,000	240,829,000	776,297,000	582,000,000	194,297,000	366,729,000	183,197,000	137,000,000	46,532,000	
			5	47,000,000		35,000,000	12,000,000	414,685,300	183,197,000	138,000,000	93,488,300	△367,685,300	△183,197,000	△103,000,000	△81,488,300
			計	1,226,910,000	192,838,000	774,000,000	260,072,000	1,226,415,300	192,838,000	739,000,000	294,577,300	494,700,000	0	35,000,000	△34,505,300

令和6年9月6日提出

富山県知事 新田 八朗

報告第 17 号

健全化判断比率報告の件

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	13.8 (25.0)	217.7 (400.0)

(注) 1 () 内は、早期健全化基準を表す。

2 「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

報告第 18 号

資金不足比率報告の件

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

(単位 %))

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	—
電気事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
地域開発事業会計	—
流域下水道事業会計	—
港湾施設特別会計	—
工業用地等管理特別会計	—

(注)「—」は、資金不足額がないことを表す。